

会員各位

圭崎市商工会
会長 岩下 和彦
(公印省略)

令和7年分 決算・確定申告個別相談会開催のご案内

大寒の候、各位には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和7年分決算書・確定申告書の作成について、東京地方税理士会甲府支部の協力のもと下記のとおり相談会を開催いたしますので、諸帳簿の集計や必要書類を整理の上、来会下さいますようご案内申し上げます。

なお、今年度は相談体制の都合により、例年より相談期間を短縮するとともに、相談時間を変更して実施いたします。ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

相談会は、完全予約制にて実施いたしますので、下記の日程・時間の中からご都合の良い日時をご予約ください。予約後、都合が悪くなった場合には、必ず商工会までご連絡くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

また、事前に連絡のないまま欠席された場合や、予約のない飛び込みでのご相談には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

※. 住宅借入金（取得）等特別控除を初めて受ける方、不動産や株式等の譲渡がある方は1月30日までにご連絡下さい。

記

1. 相談日時 令和8年2月3日（火）～2月27日（金）（土日祝日を除く）

① 9：30～11：00 ② 11：00～12：30

③ 13：30～15：00 ④ 15：00～16：30

※ 3月は事務処理等の為、相談会は開催いたしませんのでご了承ください。

※ 予約開始日 1月26日（月）AM9：00～

ご都合のよい日時をお選びのうえ、電話にて商工会までご予約ください。

2. 場所 圭崎市商工会館 2階会議室（本町1-5-25）

3. 相談員 圭崎市商工会職員

4. 連絡先 圭崎市商工会 TEL：22-2204

5. 必要書類チェック表（□欄にチェックし、確認してください。）

事業主（申告者）のマイナンバーカード（必須）

電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書 令和7年以降に取得した方：裏面に見本あり

扶養親族のマイナンバー

（マイナンバー取り扱いについては、契約書を締結させていただいています。今年度初めて相談会に申込みの方は、今回締結させていただきます。）

令和7年度確定申告の「お知らせはがき」又は「お知らせ通知」（裏面に見本あり）

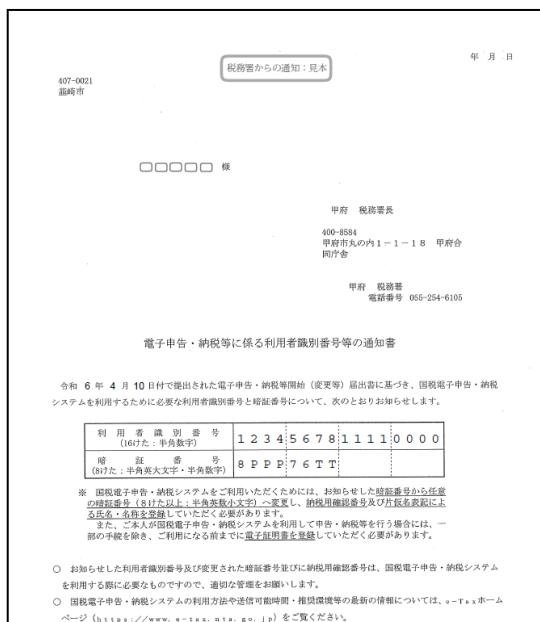
令和6年分所得税確定申告書（控）・青色申告決算書（控）・収支決算書（控）

- 関係諸帳簿(仕訳帳・元帳・現金出納帳・経費帳など)または集計表
(集計には、同封の決算書または月別総括集計表をご利用下さい。)
 - 事業収入以外に収入がある方は関係書類（給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金の明細、その他）
 - 配偶者や扶養親族に収入があり、配偶者控除や扶養控除を受ける場合は対象者の源泉徴収票
 - 従業員別給与源泉徴収簿
 - 商品・材料等の棚卸金額
 - 売上・仕入の取引金額が多い上位4社の年間取引金額・インボイス登録番号または会社名、所在地がわかる請求書等

(同封の決算書3ページまたは月別総括集計表の裏面、明細記入欄へご記入ください。)

- 建設業者で仕掛工事のある場合は、工事ごとの前受金・材料費・外注費等の金額
 - 令和7年中に備品・機械・車両・建物等の取得があった場合は、取得価格・取得年月日
 - 令和7年中に減価償却資産の売却・廃棄があった場合は、売却価格・売却年月日または廃棄年月日
 - 令和7年中における国民健康保険料の支払額
 - 国民年金・国民年金基金支払証明書
 - 令和7年中における小規模企業共済・生命保険料・個人年金保険料の控除証明書
 - 地震保険料・長期損害保険料の控除証明書
 - 医療費控除の明細書 (領収書の添付の代わりに医療費控除の明細書が必要になります。受診者別、病院・薬局別に計算し、同封の明細書にご自身で記入してお持ちください。) 及び保険等や高額医療費として補てんされた金額の合計額
 - 住宅借入金（取得）等特別控除を受ける方は借入金年末残高等証明書、給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書
 - 令和7年中に、国・県・市等から補助金や給付金などを受け取っている場合は、内容と金額
 - 印鑑:認印で可（シャチハタ不可）

利用者識別番号等の通知書（見本）



確定申告のお知らせ：はがき（見本）

6. 消費税申告について（消費税課税事業者）

令和5年10月1日からインボイス制度が実施されました。これに伴い「簡易課税制度」を選択していない事業者は、軽減税率による「区分経理」に加えて、仕入・経費の請求書等がインボイスであるかによってそれぞれ集計を行う必要があります。

（集計には、同封の月別総括集計表をご利用下さい。）

・本則課税事業者

売上・雑収入金額と仕入・経費の軽減税率（8%）標準税率（10%）の区分に加えて、仕入・経費の請求書等がインボイスであるかによって分けて集計を行う必要があります。

・簡易課税事業者

事業区分ごとの売上・雑収入金額の軽減税率（8%）標準税率（10%）の区分が必要になります。

7. 相談手数料

	区分	会員	非会員
1	不完全な帳簿より確定申告指導まで が必要な人	20,000円	35,000円
2	帳簿記入は完成しているが決算指導と確 定申告指導が必要な人	10,000円	25,000円
3	決算書は完成しているが確定申告指導が 必要な人	7,000円	20,000円
4	消費税	本則課税	5,000円
		簡易課税	2,500円

（注1）上記の基本手数料は、決算書1種類、確定申告書1種類の場合の料金とする。

（注2）基本手数料以外に、決算書、確定申告書が1種類増加するごとに2,000円を加算する。
但し、非会員は倍額の4,000円とする。

○会員限定割引き特典（上記1～3の初回相談で、申告書作成が完了した場合のみ）
2月3日（火）～2月13日（金） 1,000円 OFF
2月16日（月）～2月27日（金） 正規手数料

注意

昨年より、申告書等の收受印の押なつが無くなつたことにより、書面での提出のみの受付はいたしませんのでご注意ください。

令和7年分の所得税申告書・決算書（控）は、3月23日以降、商工会まで受け取りにお越しください。商工会からは郵送いたしません。